

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 5 年 9 月
大淀町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本町は奈良県のほぼ中央部、吉野川の北岸に位置している。地形は東西に長く北部は山林、南部は国道169号線に沿って帯状の市街地が、中央部には新興住宅地が広がりをみせている。農業地域としては西部の丘陵地に果樹園が集中し、梨の特産地として発展しており、東部では水田を中心とした農業や茶の他、果樹園など施設園芸が営まれている。
今後本町においては、担い手農家を中心に、施設園芸を軸とした高収益性作物の振興による産地化形成を図るものとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供・農用地の賃貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。また、このような農業生産の発展基盤となる優良農用地の確保を図ることを基本としながら、農業振興地域整備計画に即した秩序ある土地利用に努めるものとする。
- 2 本町の農業構造については、昭和40年代の高度経済成長を機として兼業化が進んで来たが、昨今はよりその傾向が顕著化し、深刻な担い手不足を招いている。
一方、中山間地域などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農用地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農用地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。
- 3 本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指標は、主たる従事者1人当たりの所得・労働時間の目標においては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）などの担い手については、地域の他産業従事者の所得（退職金等を含む）に相当する年間農業所得（概ね360万円）、地域の他産業従事者と均衡した年間労働時間（概ね2000時間）を目標とする。また、新規就農者については、施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、年間農業所得（概ね250万円）、年間労働時間（概ね2000時間）を目標とする。これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。
- 4 本町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的

条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、農業協同組合、農業委員会、南部農林振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して宮農診断、宮農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化するとともに、農地中間管理機構も活用し、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農用地の流動化に関して、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後耕作放棄地となるおそれがある農用地を含め、農業上の利用を図る農用地とそれ以外の農用地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農用地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

さらに、このような農用地の貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地中間管理事業を活用し、農用地の貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、南部農林振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規品目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受託の促進等を図ることにより地域及び宮農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落宮農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、今後も持続的に農業経営の展開を図るために環境に配慮した農業への取り組みを進め、エコファーマーの育成に努めるとともに、農業の経営を家族の話し合いと男女共同参画によって充実・成長させるために家族経営協定の締結を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、農地中間管理事業その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 本町は、大淀町地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を南部農林振興事務所の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 本町の農業を支える担い手の確保・育成は、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である認定農業者や、将来認定農業者になると見込まれる認定新規就農者、将来法人化して認定農業者となることも見込まれる集落営農組織などの意欲ある担い手に対しては、農用地の集積や経営の合理化、農業経営の基盤強化を促進するとともに、高収益作物等の導入や産地化を推進し、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。また、多様な経営体との連携や農作業支援者による支援の促進など、総合的に農業の担い手の育成を図るものとする。

本町農業の維持・発展のためには、農業後継者はもちろんのこと、新たに農業経営

を営む新規就農者を確保し、確実に地域に定着することが必要である。このため、新規就農者の教育・研修、支援施策などにより確保・育成を図るとともに、農地中間管理事業を活用し、新規就農者への農用地の集積を図るなど、新規就農者の経営基盤の強化を支援する。

特に、法第14条第4項の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。青年等就農計画の認定等については、新たに農業経営を営もうとする新規就農者は、青年等就農計画を作成し、これを本町に提出することができる。提出を受けた本町は青年等就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。

また、本町は新規就農を希望する者に対し、相談や研修、青年等就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
中山間 大規模 水稻	<作付面積等> 水稻あきたこまち 300a 水稻コシヒカリ 500a 田植受託 100a 収穫・乾燥・調整 受託 600a	<資本装備> トラクター(30ps) 施肥田植機(6条) コンバイン(4条刈) 乾燥機(3t) トランク(2t) 倉庫・格納庫 育苗ハウス	1台 1台 1台 3台 1台 150m ² 5a	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保

	<p><経営耕地面積> 805a</p>	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・平坦地域での作業受託による機械の有効利用 												
イチゴ 専作 (土耕)	<p><作付面積等> 12月どり 30a</p> <p><経営耕地面積> 36a</p>	<p><資本装備></p> <table> <tr><td>パイプハウス</td><td>30a</td></tr> <tr><td>育苗ハウス</td><td>6a</td></tr> <tr><td>倉庫・作業舎</td><td>50m²</td></tr> <tr><td>保冷庫</td><td>1坪</td></tr> <tr><td>トラクター(20ps)</td><td>1台</td></tr> </table>	パイプハウス	30a	育苗ハウス	6a	倉庫・作業舎	50m ²	保冷庫	1坪	トラクター(20ps)	1台		
パイプハウス	30a													
育苗ハウス	6a													
倉庫・作業舎	50m ²													
保冷庫	1坪													
トラクター(20ps)	1台													
施設軟弱 (ホウレ ンソウ + ミズナ)	<p><作付面積等> ホウレンソウ 160a ミズナ 40a</p> <p><経営耕地面積> 40a</p>	<p><資本装備></p> <table> <tr><td>パイプハウス</td><td>40a</td></tr> <tr><td>トラクター(20ps)</td><td>1台</td></tr> <tr><td>倉庫・作業舎</td><td>50m²</td></tr> </table> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホウレンソウは年間4作 	パイプハウス	40a	トラクター(20ps)	1台	倉庫・作業舎	50m ²						
パイプハウス	40a													
トラクター(20ps)	1台													
倉庫・作業舎	50m ²													
施設軟弱 (コマツ ナ)	<p><作付面積等> コマツナ 300a</p> <p><経営耕地面積> 60a</p>	<p><資本装備></p> <table> <tr><td>パイプハウス</td><td>60a</td></tr> <tr><td>トラクター(20ps)</td><td>1台</td></tr> <tr><td>倉庫・作業舎</td><td>50m²</td></tr> <tr><td>保冷庫</td><td>2坪</td></tr> </table> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コマツナは年間5作 	パイプハウス	60a	トラクター(20ps)	1台	倉庫・作業舎	50m ²	保冷庫	2坪				
パイプハウス	60a													
トラクター(20ps)	1台													
倉庫・作業舎	50m ²													
保冷庫	2坪													
カキ・ウ メ複合	<p><作付面積等> 露地カキ 　刀根早生 100a 　平核無 30a 　富有 200a 松本早生富有 30a 　刀根早生 　優良系統 40a</p>	<p><資本装備></p> <table> <tr><td>スピードスプレヤー(24ps)</td><td>1台</td></tr> <tr><td>乗用モアー(14ps)</td><td>1台</td></tr> <tr><td>倉庫・作業舎</td><td>100m²</td></tr> </table> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スピードスプレヤーや 	スピードスプレヤー(24ps)	1台	乗用モアー(14ps)	1台	倉庫・作業舎	100m ²						
スピードスプレヤー(24ps)	1台													
乗用モアー(14ps)	1台													
倉庫・作業舎	100m ²													

	ウメ 100a <経営耕地面積> 500a	乗用モア一等の導入による規模拡大		
ナシ専作	<作付面積等> ナシ 幸水・豊水 20a 二十世紀 50a 新高 10a <経営耕地面積> 80a	<資本装備> 果樹棚 80a スプリンクラー 80a 黄色蛍光灯設備 80a スピードスプレヤー (24ps) 1台 倉庫・作業舎 50m ² <その他> ・直売等による安定販売		
茶(てん茶)	<作付面積等> 茶 600a <経営耕地面積> 600a	<資本装備> 製茶工場建物 720m ² 生葉自動コンテナ 2,250~4,950kg 蒸熱工程 120kg てん茶機 100kg/h 仕上げ工程 1台 乗用型摘採機(25.2ps) 1台 防霜扇 600a 倉庫・作業舎 200m ² <その他> ・3戸共同と補助事業導入による機械等償却費低減		
茶(生葉)	<作付面積等> 茶 500a <経営耕地面積> 500a	<資本装備> 乗用型摘採機(27ps) 1台 防霜扇 500a 倉庫・作業舎 200m ² <その他> ・生葉売りによる製茶工場償却費の低減		

大和肉鶏	<作付面積等>	<資本装備>			
	成鶏 7,000羽	鶏舎	850m ²		
	<経営耕地面積>	堆肥舎	60m ²		
	-	<その他>			
<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化 					

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
集落営農組織 (水稻 + 小麦)	<作付面積等> 水稲作業受託 耕起 1,500a 代掻き 1,000a 田植 1,000a 収穫 1,000a 乾燥調整 1,500a 小麦作業受託 500a <経営耕地面積> -	<資本装備> トラクター(30ps) (20ps) 施肥田植機(6条) (4条) コンバイン(4条刈) (2条刈) 乾燥機(3t) 倉庫・格納庫 200m ² <その他> <ul style="list-style-type: none"> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・生産調整のため小麦の導入 	・複式簿記の実施 ・経理担当者の育成	・パソコンを利用した従事者管理 ・雇用者の労災保険等の加入
集落営農組織 (水稻 + 水稲作業受託)	<作付面積等> 水稲 500a 水稲作業受託 育苗 1,800a 耕起 2,500a 代掻き 2,500a 田植 2,500a 収穫 4,000a <経営耕地面積> 500a	<資本装備> パイプハウス 20a トラクター(15,25,35ps) 各1台 代かきハロー 2台 施肥田植機(5条) 2台 コンバイン(4条刈) 4台 トラック(2t) 1台 <その他> <ul style="list-style-type: none"> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 		

		・軽トラック必要台数を 借り上げ																																					
集落営農組織（水稲+野菜）	<p><作付面積等></p> <table> <tr> <td>水稻</td> <td>トラクター</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>あきたこまち</td> <td>施肥田植機(5条)</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>500a</td> <td>コンバイン(4条刈)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ヒノヒカリ</td> <td>乾燥機(4.5t)</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>1,000a</td> <td>フォークリフト(1t)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>シソ</td> <td>野菜移植機(2条)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>スイートコーン</td> <td>倉庫・作業舎</td> <td>305m²</td> </tr> <tr> <td>10a</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャベツ</td> <td><その他></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・複数品種の導入による 作業ピークの分散</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・軽トラック必要台数を 借り上げ</td> <td></td> </tr> </table> <p><経営耕地面積></p> <table> <tr> <td>1,720a</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	水稻	トラクター	3台	あきたこまち	施肥田植機(5条)	3台	500a	コンバイン(4条刈)	2台	ヒノヒカリ	乾燥機(4.5t)	3台	1,000a	フォークリフト(1t)	1台	シソ	野菜移植機(2条)	1台	スイートコーン	倉庫・作業舎	305m ²	10a			キャベツ	<その他>			・複数品種の導入による 作業ピークの分散			・軽トラック必要台数を 借り上げ		1,720a				
水稻	トラクター	3台																																					
あきたこまち	施肥田植機(5条)	3台																																					
500a	コンバイン(4条刈)	2台																																					
ヒノヒカリ	乾燥機(4.5t)	3台																																					
1,000a	フォークリフト(1t)	1台																																					
シソ	野菜移植機(2条)	1台																																					
スイートコーン	倉庫・作業舎	305m ²																																					
10a																																							
キャベツ	<その他>																																						
	・複数品種の導入による 作業ピークの分散																																						
	・軽トラック必要台数を 借り上げ																																						
1,720a																																							

(組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者1人当たりが目標とする所得の額が第1の3で掲げた目標に到達することを基本とする。)

2 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

新規就農者が第1の3に示した目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等																																		
イチゴ専作 (土耕)	<p><作付面積等></p> <table> <tr> <td>12月どり</td> <td>15a</td> <td>パイプハウス</td> <td>15a</td> <td>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>育苗ハウス</td> <td>4a</td> <td>・青色申告の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>トラクター(20ps)</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>倉庫・作業舎</td> <td>50m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保冷庫</td> <td>1坪</td> <td></td> </tr> </table> <p><経営耕地面積></p> <table> <tr> <td>19a</td> <td></td> <td><その他></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・土耕栽培により初期費用を軽減</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	12月どり	15a	パイプハウス	15a	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離			育苗ハウス	4a	・青色申告の実施			トラクター(20ps)	1台				倉庫・作業舎	50m ²				保冷庫	1坪		19a		<その他>					・土耕栽培により初期費用を軽減				<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定に基づく給料制 ・休日制の実施
12月どり	15a	パイプハウス	15a	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離																																		
		育苗ハウス	4a	・青色申告の実施																																		
		トラクター(20ps)	1台																																			
		倉庫・作業舎	50m ²																																			
		保冷庫	1坪																																			
19a		<その他>																																				
		・土耕栽培により初期費用を軽減																																				

イチゴ (土耕) +ナス	<作付面積等> イチゴ 12月どり 15a ナス 夏秋ナス 5a	<資本装備> パイプハウス 15a 育苗ハウス 4a トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50m ² 保冷庫 1坪	
	<経営耕地面積> 24a	<その他> ・イチゴは土耕栽培により初期費用を軽減	
施設軟弱 (ホウレンソウ + ミズナ)	<作付面積等> ホウレンソウ 120a ミズナ 30a	<資本装備> パイプハウス 30a トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50m ²	
	<経営耕地面積> 30a	<その他> ・ホウレンソウは年間4作	
施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ 150a	<資本装備> パイプハウス 30a トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50m ² 保冷庫 2坪	
	<経営耕地面積> 30a	<その他> ・コマツナは年間5作	

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・ 本町の特産品である梨・茶などの農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、関係機関・関係団体と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- ・ また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活

用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

- 更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- 加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

- 本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関・関係団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- 本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

- 本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等

を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ・ 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、関係機関・関係団体へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標
面積のシェア：16%

なお、面的集積の目標については、本町において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、県、町、町農業委員会、県農地中間管理機構等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連たん化や団地面積の増加を図ることとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町では、水稻を主体とした農業生産が展開され、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大型の機械導入が難しく、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部耕作放棄地化した農用地が近年増加傾向にある。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用のビジョン

本町では分散した農用地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら離農する可能性が高い。また、今後さらなる高齢化と後継者不足により相当程度の農用地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ耕作放棄地が拡大し、本町の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農用地を面的に集積することを誘導する等とともに、**地域計画**に基づき、関係機関との連携や農地中間管理事業の活用により、担い手への農地の集積・集約化を図る。また、地域の実情に応じて農用地を守る体制の整備等を進めることにより、本町の農用地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本町における将来の農用地利用のビジョン実現に向け、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 農地中間管理機構の活用による①及び②に対する農用地の面的集積の促進
- ④ 耕作放棄地解消のための基盤整備等の実施
- ⑤ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入
- ⑥ 農地中間管理事業および農地中間管理機構が行う特例事業の活用

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画の策定に係る協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るために、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の広報紙への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、町、農業委員会、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を建設産業課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興区域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。本町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

本町は、奈良県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ② その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、各地域においては、高齢化と後継者不足のため遊休農地が増加していることから、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「実質化された人・農地プラン」の作成と連動させ、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、青年等の担い手育成・確保を行いながら、農用地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

2 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

3 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から2までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 本町は、基幹的農道整備、ほ場整備等の農業生産基盤整備を積極的に推進するとともに、農業近代化施設の整備を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 本町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 本町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通じる望ましい経営の育成を図ることとする。特に転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
- エ 本町は、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- オ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、奈良県南部農林振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、大淀町地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力する。

第6 農地中間管理事業の推進に関する事項

- 1 農地中間管理機構を本町における担い手への農用地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関と連携を密にして、

最大限に活用する。

農地中間管理事業の推進にあたっては、地域計画に基づき農用地を集積し、地域ぐるみでの農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施する。

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために農地中間管理機構が貸付けを行う扱い手の農用地の利用状況等を把握し、分散錯圃の解消を図り、連担化、団地化を図る。また、再生して周辺農用地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消・活用に積極的に取り組む。

なお、農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

2 農地中間管理事業のほか、農地中間管理機構が行う次に掲げる特例事業も活用し、農用地の集積・集約化の取組を推進する。

- ① 農用地等を買い入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- ② 農用地を売り渡すこととする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- ③ 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し1の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- ④ ①の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和4年3月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和5年9月29日から施工する。